

海津市告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成22年6月10日に海津市議会第2回定例会を海津市議場に招集する。

平成22年5月14日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（18名）

1番	六 鹿 正 規 君	2番	伊 藤 秋 弘 君
3番	浅 井 まゆみ 君	4番	飯 田 洋 君
5番	山 田 武 君	6番	服 部 寿 君
7番	堀 田 みつ子 君	8番	藤 田 敏 彦 君
9番	赤 尾 俊 春 君	10番	川 瀬 厚 美 君
11番	渡 辺 光 明 君	12番	水 谷 武 博 君
13番	森 昇 君	14番	星 野 勇 生 君
15番	永 田 武 秀 君	16番	松 岡 光 義 君
17番	西 脇 幸 雄 君	18番	山 田 勝 君

不応招議員（なし）

平成22年海津市議会第2回定例会

◎議事日程(第1号)

平成22年6月10日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 報告第2号 平成21年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議案第36号 平成22年度海津市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第37号 平成22年度海津市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第38号 海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第39号 海津市父子手当支給条例を廃止する条例について
- 日程第15 議案第40号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第41号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第42号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第43号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第19 議案第44号 契約の締結について

◎出席議員(18名)

- | | | | |
|----|--------|----|-------|
| 1番 | 六鹿正規君 | 2番 | 伊藤秋弘君 |
| 3番 | 浅井まゆみ君 | 4番 | 飯田洋君 |
| 5番 | 山田武君 | 6番 | 服部寿君 |
| 7番 | 堀田みつ子君 | 8番 | 藤田敏彦君 |

9番	赤尾俊春君	10番	川瀬厚美君
11番	渡辺光明君	12番	水谷武博君
13番	森昇君	14番	星野勇生君
15番	永田武秀君	16番	松岡光義君
17番	西脇幸雄君	18番	山田勝君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	水谷敏行君
教育長	平野英生君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局長	後藤昌司君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	青木彰君	総務部財政課長	木村元康君
企画部長	福田政春君	会計管理者	伊藤久義君
産業経済部長	大倉明男君	建設部長	伊藤恵二君
水道環境部長	高木武夫君	市民福祉部長	安達博司君
消防長	田中俊澄君	教育委員会 教育事務局長	森島英雄君
監査委員 局長	舘尋正君	農業委員会 事務局長	水谷明寛君
総務部 税務課長	高木栄君	消防本部 消防次長兼 救急課長	吉田一幸君
消防本部 予防課長	大井吉幸君	教育委員会 スポーツ課長兼 国体推進課長	丹羽功君
教育委員会 教育総務課長	三木孝典君		

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	大橋 茂一	議会事務局課長 補佐兼議事係長	神田 勝広
議会事務局長 総務係長	西村 里美		

◎開会宣告

○議長（星野勇生君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、平成22年海津市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野勇生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番 飯田洋君、5番 山田武君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（星野勇生君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から6月18日までの9日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月18日までの9日間とすることに決定しました。

◎一般質問

○議長（星野勇生君） 日程第3、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、海津市議会会議規則第56条ただし書き及び第57条により、議員1人当たりの質問・答弁の時間を40分以内とし、これを許可します。

それでは、通告書を受理した順に発言を許可します。なお、質問者、答弁者は初めに壇上にて行い、再質問があった場合は自席にてお願いいたします。

再質問には議員各位の議席番号を省略させていただきますので、御了解ください。

◇ 飯 田 洋 君

○議長（星野勇生君） 最初に、4番 飯田洋君の質問を許可します。

〔4番 飯田洋君 登壇〕

○4番（飯田 洋君） 議長のお許しをいただきまして、私は統合庁舎整備に伴う支所機能について市長さんにお尋ねをいたします。

統合庁舎の建設については、さきの第1回定例会の一般質問で六鹿議員から、平田・南濃

庁舎の跡地利用について本庁舎増改築計画策定と同時に利用計画を考えるべきではないかとの質問があり、庁内で協議を重ね、議会の意見を聞き、利用計画を検討するとの答弁がありました。その際、統合庁舎検討懇談会及び庁舎検討特別委員会の報告書の内容にも触れられ、「庁舎の統合により市民サービスの低下を招かないよう、現支所の存続も含め市民サービスの確保に配慮するよう求められています」との答弁がありました。

定例会終了後には、昨年5月に海津庁舎整備工事設計委託業務契約を締結し、進められてきた基本設計も示されました。その概要は「議会だより」にも掲載されましたので、一般家庭でいえば本屋普請に当たりますので、市民の間でも話題に上がるように、また聞かれるようになりました。

私は、平田・南濃庁舎管内の市民にとっては統合庁舎とともに、平田・南濃庁舎のその後のサービス内容、業務内容についても一大関心事であると思います。統合庁舎整備と同時に考えるべきではないかと思えます。

平田・南濃庁舎管内の市民の思いは、恐らく単に海津市支所設置条例に「平田支所」と「南濃中部支所」の文字が加えられるだけではないと思われまふ。平田・南濃庁舎の整備計画、管内のサービス内容、業務内容も統合庁舎整備と同時に考えることについて、またその内容について市長の考えをお尋ねいたします。

次に、財政計画についてお尋ねします。

統合庁舎整備に引き続き、城南中学校の拡張等の工事が控えております。統合庁舎整備においては、さきに基本設計で示された増築分と海津庁舎耐震補強工事費は、合わせて約23億3,600万円、合併特例債を差し引いた、当面所要の一般財源は約13億9,300万円になります。これにはまだ備品購入費が入っていません。さらに、城南中学校の拡張等の工事では、平成22年度から24年度で約7億8,400万円で、25年度に校舎建設工事が予定され、これも相当額が予想されます。平成21年度末の公共施設整備基金は約16億3,000万円、校舎建設工事にも合併特例債を充当され、当面の一般財源の軽減を図られると思いますが、国民健康保険特別会計にも繰出金が予想される中、他の事業への影響が心配されます。財政計画、資金繰りと、また平成25年度以降において実質公債費比率はどのような数値が予想されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（星野勇生君） 飯田洋君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 飯田洋議員の統合庁舎整備に伴う支所機能についての御質問にお答えします。

現在の統合庁舎建設計画は、市長の諮問機関であります「海津市統合庁舎検討懇談会」並

びに市議会「庁舎検討特別委員会」におけます議論の結果を第一義として進めているものであります。両報告書とも御質問にあるように、庁舎の統合により市民サービスの低下を招かないよう、市民サービスの確保に配慮するよう求められています。

平田・南濃の支所機能につきましては、庁舎統合後の業務が開始されるまでに現行組織の見直しを行いつつ、庁内で協議を重ね、また議会の御意見をお聞きしながら検討していく所存でありますので、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、財政計画についての御質問にお答えいたします。

統合庁舎整備につきましては、議員の皆様全員による統合庁舎整備特別委員会により鋭意御検討をいただいているところであり、その事業の財源につきましては、特別委員会においてお示しさせていただいたとおり、合併特例債、公共施設整備基金及び一般財源でとり行う計画であります。

また、城南中学校と南濃中学校との統合事業につきましても、多額の資金を要することは議員御承知のとおりであります。この統合事業の主たる財源につきましても、合併特例債を充てることとし、計画を進めております。

本市は、平成17年3月に海津・平田・南濃の皆様御理解により合併し、丸5年が経過しました。合併後は、新市まちづくり計画、海津市総合開発計画に基づきまして、「躍動感あふれ、いきいきと元気に暮らすことのできる地域づくり」に取り組んでまいりました。現在、本格的に着手しようとしております統合庁舎整備事業、城南中学校と南濃中学校の統合事業は、合併後の集大成となる事業とも考えております。

飯田議員が申されますように、財政を取り巻く環境は非常に厳しいものがありますが、平成19年度に策定しております中期財政計画に基づく財政運営をとり行うこととしており、一部には昨今のさまざまな環境の変化による不測の事態とも言える国保会計への繰出金もあり、その都度、財政シミュレーションを行いながら財源を確保し、総合開発計画実施計画にあります諸事業への影響を今後も抑えていきます。

また、実質公債費比率につきましては、財政の健全化判断比率として都道府県及び市区町村については早期健全化基準を25%とし、この水準に達した場合は自主的な改善努力による財政健全化を図るための財政健全化計画を策定し、是正に取り組むものとされております。

そこで、本市の実質公債費比率でございますが、昨年公表をさせていただきました過去3ヵ年平均による指数は、12.8%となっております。御質問の平成25年度には、13.4%程度になるものと見込んでおります。今後につきましても、財政の健全化を示す指数に十分に注視しながら、健全なる財政運営に努めてまいり所存であります。

以上、飯田洋議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ございますか。

[4 番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） まず最初に、支所機能の関係でございますけれども、もう少し市長さんに具体的な答弁をお願いしたいと思うんですが、実は5月31日に開催されました第4回の統合庁舎整備特別委員会のときに議論が、この支所の関係にも少し入りました。そのときに市長さんのお言葉で、「ある程度の考え方をっておる」という答弁をされておるんですけれども、合併をしまして隣接の市町村では、いろんな形で本庁舎のほかに支所機能を持つ組織がいろいろとございます。例えば大垣市の場合ですと、本庁舎のほかに旧上石津地域を管轄する三つの課を置いた地域事務所というような形、そして従来の戸籍とか住民票、あるいは諸証明等の限定された事務を取り扱う支所と、それからさらに比較的大きな会館、そういう施設に支所と同程度の事務を行う市民サービスセンターという形で四つの組織を持ってみえる、こういう市もございますし、あるいは本巢市とか、あるいは瑞穂市になりますと、旧町を管轄する複数の課とか係を設置する総合事務所、さらに支所というような、そういう3種類の組織を持っておる合併後の市町村がございます。

現在、海津市は、海津庁舎、平田庁舎、南濃庁舎とございまして、それぞれの係で、事業係、あるいは市民福祉係、あるいは総務企画係という形になっておるんですが、これが統合庁舎ができますと、平田庁舎の場合ですと事業系が本庁舎に入りますので、平田庁舎の中に、現在海津庁舎にあります事業係といいますか、産業経済部、あるいは建設部、水道環境部の事務を行う事業系が平田庁舎に入ると。また、南濃庁舎では、今の市民福祉部がございまして、それが本庁舎に移りますと、海津庁舎にあります市民福祉部と教育委員会部局が入るという形で、できましたら平田庁舎、南濃庁舎には現在の3係が入ったような、（仮称）総合事務所と、そして現在ある支所、こんなような三つの行政組織、そんなようなことを想定といいますか、希望をしておりますけれども、市長の答弁、行政組織の見直し等が当然考えられるわけですが、このような一つ希望を持っておるんですけれども、もう少し具体的に市長の答弁をいただきたいと思うんですが、お願いいたします。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） いろんな市の形態を御提案いただきまして感謝申し上げたいと思いますが、飯田先生に少し御理解をいただきたいことは、海津市統合庁舎検討懇談会、そして先生方で進めていただきました庁舎検討特別委員会、ここでの討論の中で支所機能を残すということ、何のためにこの統合をするんだということを十二分に御議論をいただいたのではないかと拝察をいたしているわけでございます。

その中で、いろんな形のものをどういう形で残していくか、また議会の先生方に御指導をいただきながら進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し

上げます。

[4 番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） 今、市長の答弁ですけれども、確かに庁舎検討特別委員会の中でそういう議論もありまして、またその中で庁舎の統合により市民サービスの低下を招かないよう、現支所の存続を初め、現在の市公共施設利用も含めた必要最小限の施設の確保、そういった中でこれの補足説明という形で、この現在の市公共施設の利用も含めたということですが、これは何かといいますと、当然平田・南濃を指し、ふるさと会館、やすらぎ会館もあり、文化会館等を利用し、現サービスの低下を招かないようお願いする、そういう補足説明がありますけれども、今、私が希望、要望として申し上げました、（仮称）総合事務所ですが、こういった人員の関係では、既に統合庁舎の計画では、本庁舎に入るのが275人という具体的な数字を上げられておりますけれども、そうなりますと、当然こういう出先の職員の数も念頭に置いてこういうことは申されておると思うんですけれども、そうしますと、今の平田・南濃の事務所になりますと、大体9人から10人ぐらいの人数になるかと思いません。そうしますと、当然この施設というのはふるさと会館、あるいはやすらぎ会館等の、そういった施設の維持管理なり、あるいはセキュリティーのことを考えると、現在の庁舎から別の会館に移るといふことも念頭にあるのではないかなあということも思います。

改めてお尋ねをするんですけれども、そういった今の施設利用のことも考えておられるのか、ひとつお尋ねをいたします。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほどのお話になりますけれども、行財政改革を進める、このことが海津市には必要だろうというふうに思っておりますし、もう一つは、市民の皆さん方にどのようなサービスを提供できるかということでもあります。例えば福祉のことですと、専門的になりますと南濃庁舎の方へ行っていただかなくてはけません。土木の方ですと、平田庁舎の方へ行っていただかなくてはけません。今、総合窓口課の中にそういう人間も配しておりますが、どうしてもワンクッション置くという形になります。この海津市の中で、そういったサービスをより正確に素早く提供できる、そういうシステムを求めて進めてまいりたいと思っておりますし、先ほど施設を利用するのかというお話がございました。当然新しいものをつくるのではなくて、ある施設を利用してやっていきたいと思っております。

[4 番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） 実際、現在、平田庁舎、南濃庁舎が機能しておりますので、実際に統合庁舎ができて、その後の平田庁舎、あるいは南濃庁舎の事務というのは市民の方にもはっ

きりとわからないと思うんですね。ですから、できるだけ早く公表していただいて、当然そうしますと市民なり、あるいは議員も含めていろんな意見が返ってくる、そういった形でひとつ市民のコンセンサスも深めていくという方法もございますので、なるべく早く、ひとつ市民の声が聞かれるような形で公表をお願いしたいと思います。

次に財政計画のことで、今、統合庁舎の後、地域財政計画によりますと、25年までに26年の発足に向けて、統合庁舎後の特に大型事業となりますと、城南中学校の拡張工事が控えております。今、公債費比率が13.4%という答弁がございましたんですけれども、18%を超えると起債許可団体ということで、この数字から言いますと健全数値かとは思いますが、ただ、今この実質公債費比率の分母となります、特に標準財政規模でございますけれども、ここに大きな要素を占める、あるいは分母となります数値が、非常に交付税の金額が重要視されるわけですが、最近の交付税といいますと、元利償還分の交付税措置という形で、普通交付税の額が見かけの形で大きくなっている、そういう意味から交付税の額が少なくなると、この数値というのは一気に上がると思うんです。

私が申し上げたいのは、10年間、合併後の交付税は確保するという形で、現在、40億近くの海津市の交付税が来ておりますんですけれども、現在の21年度の数字で交付税の合併振りかえ額と一本算定の差額というのはどのくらいの金額になるのか、わかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（星野勇生君） 財政課長 木村元康君。

○総務部財政課長（木村元康君） お答えをさせていただきます。21年度の実績でございますが、差額は9億636万4,000円となっております。よろしく申し上げます。

〔4番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） 今の10年間保障という形で、既に5年が過ぎたわけでございますけれども、あと5年以降、この9億円というのは段階的に減らされるということで、平成17年から15年たちますと、33年ごろにはこの9億円がなくなると。現在の交付税に対しまして9億円という金額は、22%ほどになるわけですが、こういう金額が減ってまいりますと、果たしてこの13.4%の数字が維持できるかということですが、この点について、もう少し今の見通しというのはどのような数字になるのか、お尋ねをいたします。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 飯田先生に御心配をいただきまして、我々も事業を進めるに当たってはその点に、先ほど申し上げましたけれども、注視しながら進めているところでございまして、この不断の行財政改革を進めていく、そういったことで第2次集中行革プランも作成して進めております。

その中で合併特例債、一本化になった場合に対応できるような形のものにつくりあげていきたい、そのことが例えば庁舎統合問題であり、その中で将来の10年後、20年後に備えていきたい、そういうことでございます。

そして、その都度その都度、財政シミュレーションを行いながら、行革を進めながらやってまいりたいと、このように今進めさせていただいているところでございます。以上です。

[4番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） 当初の答弁で中期財政計画について触れられましたけれども、今までの実績から少しずつ数値が変わってきております。今、手元にある資料によりますと、城南中学校の22年から25年までに約18億2,700万円、それから別の資料によりますと、22年から24年までには7億8,400万円、差し引きしますと、25年度に統合庁舎が、今の計画ですと、終わりました明くる年に約10億円の城南中学校の事業費がかかると。この10億円の財源につきまして、単純に今の16億3,000万円の公共施設整備基金というのは統合庁舎の方である程度使われる。そうなりますと、この25年度の城南中学校の約10億円の規模の工事費につきまして、これの財源計画について、もう一度お尋ねをしたいと思います。

○議長（星野勇生君） 財政課長 木村元康君。

○総務部財政課長（木村元康君） 今、飯田議員さんがおっしゃいましたように、中学校の統合につきましては多額の資金を要するという事は御承知のとおりでございますが、先ほど言われました事業費、10億円ほどが25年度に必要なことになるというようなことをおっしゃいましたんですが、今現在、統合中学校につきましては、それぞれ当然複数年でやることとなります。そういったことにつきまして、今、検討をしておる最中でございますが、25年度に10億必要というようなことにはならないのではないかと考えております。

いずれにしましても、統合中学校の整備事業につきましては、国庫補助金、そしてまた合併特例債を充てるという意向であります。

[4番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） 私も経験をしまして、文科省の補助金というのは非常に厳しいといたしますか、低いといたしますか、当然10億の事業費はそれなりの財源計画を立ててみえると思うんですけれども、文科省の補助金、当然補助裏分については合併特例債の充当を予定されておると思うんですけれども、庁舎の場合でも起債の対象は、いただきました資料から増築全体事業費の約35%しか合併特例債は対象になっていないですね。そうしますと、非常に厳しいその財政運営が予想されると思います。

この中期財政計画を見ますと、その中の普通建設事業費というのは24年までに非常に大き

な、23億7,800万円という計画が出ておりますけれども、当然これはローリングをしていきますと金額が変わってくると思うんですけれども、1年ずれて25年度に大きな事業費が、城南中学校がずれ込んでくると思うんですけれども、この計画を見ますと、今の24年度から25年度までに、この表で見ますと実に17億8,000万円の減額、普通建設事業費、今のちょうど合併から10年を過ぎてこういう形になっておるんですけれども、この約18億の普通建設事業費の激減というのは、こういう計画しか組めない、できないということも予想されるんですけれども、海津市にとってはこれだけの大きな普通建設事業の激減というのは非常に寂しいことだと思いますけれども、市長がいつも言っておられる元気であり続けるための海津市の事業は、実に合併から10年たちまして、一つの事業の集大成だとは思いますが、今の23億から約6億の事業の激減、こういう財政計画につきまして、元気な海津市であるための市長の今の思い、施策というものがありましたら、ひとつお聞かせをいただきたいと思うんですが。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほどから先生からいろいろ御心配いただいているんですけれども、いろんな計画を、先ほどもお話がありましたように、ローリングしながら、見直ししながら進めてまいりたいと思っております。

そして元気な海津市ということになりますと、私は元気な子供、しっかりした海津市の子供を育てると、そういったことが将来海津市を担っていく子供たちがしっかりした教育を受けられる、あるいは刺激を受けられる、そういったことが最も必要だろうというふうに思っております、そういった意味で中学校統合ということもございます。

それから、このいろんな経費がかかるわけでありましてね、分庁舎方式をしておりますと、これはいろんな物品も要りますし、人も要りますし、ですからその中で一つの庁舎に統合させていただいて、その中でより充実したサービスを提供させていただく、そういったことも進めてまいりたいと思います。

それで、今でもそうなんですけれども、先ほどお話があった中で、例えば支所機能を全部ゼロにしている市町も今あるんですね。先ほどは合併で、例えば上石津さんの話もありました、それから瑞穂市さんの話もございました。これは今私たちがやっております分庁舎方式、瑞穂市さんが分庁舎方式でやっておられます。上石津さん場合にはエリアが離れております、大垣市からは、したがいまして、先ほどの職員と課を置いておられるんだと思います。

そういったことを、これからいろんなことを進めていくに当たって、できるだけ簡素な庁舎にしていきたいと、このような計画で進めさせていただいております。

それから、この地域に住む皆さんに、あるいは市民の皆さん方、あるいは子供さんに自信といいますか、この地域に誇りを持って、そして育てていただきたいと思いますと思っております。

す。そういったことも含めながら元気な海津市を求めてまいりたいと、このように思っているところであります。

[4番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 飯田洋君。

○4番（飯田 洋君） ありがとうございます。非常に財政の厳しい時期でございますので、これから大型事業が控えておりますけれども、ぜひこういった状況を踏まえて、厳しいといえますか、最近の言葉の「厳しい事業仕分け」といえますか、見直し、縮小も含めて、ひとつこの厳しい財政事情を乗り切っていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（星野勇生君） 総務部長 後藤昌司君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（後藤昌司君） 先ほど飯田議員さんの方からおっしゃいました件でちょっと補足をさせていただきたいと思いますが、平成25年度に城南中学校の整備にかかわりまして10億円ほどの支出があるのではないかとというような御質問もいただいておりますが、実際にはもう少し、平成22年度から25年度、4年間にまたがって、なるべく平準化して事業費を支出していきたいというふうに考えております。極端に事業費が高い年度が出てきますと、実質公債費比率が極端にそこで上がるということになりますので、そういったことにならないように、平成25年度におおむね5億円程度の事業費を今想定しております。決して10億ではございません。

それと中学校の整備にかかわりまして合併特例債の方は、いろんな対象になる件が議員さんの方と我々の方と考えておるところが若干違っておるというふうに思っておりますので、その辺は合併特例債を有効に使わせていただいて、なるべく一般会計の方に負担がかからないような形で計画を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（星野勇生君） これで飯田洋君の一般質問を終わります。

◇ 服 部 寿 君

○議長（星野勇生君） 続きまして、6番 服部寿君の質問を許可します。

[6番 服部寿君 登壇]

○6番（服部 寿君） 皆さん、おはようございます。

議長から一般質問の許可をいただきましたので、私は総合運動公園的な施設建設の予定について松永市長に質問させていただきます。

現在、海津庁舎東の公民館、給食センター、そして本年、体育館が取り壊されました。長年、市民の皆様にご覧になってきた施設ではないかと思っております。しかし、本年4月から使用で

きなくなりました。施設利用者からは、新しい体育館はいつできるのかとの声をお聞きいたします。体育館建設の予定について質問いたします。

また、現在、統合庁舎に向けて基本設計が示され、実施設計に入る時期であります。庁舎に入る職員数275名を含め来庁者の方の駐車場の足りない状況であると思えます。統合庁舎整備特別委員会でもお話をさせていただきましたが、武道館南のテニスコートは、コンクリートであり、利用者からも足に負担を感じるから改装してほしいとの声をお聞きします。駐車スペースの確保のため、グラウンドの移転等も踏まえて総合的な運動施設の建設の予定について、1点質問させていただきます。以上でございます。

○議長（星野勇生君） 服部寿君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 服部寿議員の体育館建設の予定についての質問にお答えします。

海津体育館につきましては、施設の老朽化と統合庁舎建設のため、ことし4月に利用を廃止し、取り壊し工事を行ったところであります。

現在、海津市が管理する体育館は、南濃体育館、平田体育館を初め平田町地内に地区体育館が5施設、市立小・中学校の体育館が14施設、合計21施設あります。この施設を利用者の皆様がお互いに協力し合って御利用いただくために、毎月、利用者調整会議を行っているところであります。

以前海津体育館を御利用いただいていた方々も含め、利用施設及び日程の調整を図りながら、施設の効率的運営に努めているところであります。現在のところ、新たな体育館を建設する計画はございません。

グラウンドを含めた各運動施設につきましては、先ほども述べました利用者調整会議において利用施設、日程の調整を行い、スムーズな施設利用をいただいております。今のところ、総合的運動施設整備の考えはございませんが、今後も体育振興の推進を図り、利用者の御意見・御要望をお聞きしながら、適切な施設の維持管理、運営に努めてまいります。

服部寿議員の御質問のうち、統合庁舎における駐車場の確保につきましては、統合庁舎整備特別委員会の折に貴重な御提言を賜り、まことにありがとうございました。武道館南の海津テニスコートは、老朽化のための改修を以前より認識しておりましたが、統合庁舎建設に伴い、一体的利用の中で検討することも考えられます。

議員が申されますように、現段階では十分な駐車場が確保されていない状況であり、武道館南側テニスコートを駐車場確保の候補地の一つとして、テニス愛好家の皆様にも配慮しながら、代替施設の整備も含め検討を進めていくこととしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、服部寿議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ございますか。

[6番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 服部寿君。

○6番（服部 寿君） 市長の答弁で体育館の建設は新たには考えておられないということでお聞きいたしました。

海津体育館、この3月に取り壊されました体育館でございますけれども、私の覚えでは昭和40年前半に建築され、三十有余年たっておったと思います。私も、こけら落としといいますか、あそこで劇を見た覚えがありますし、中学校時代はあそこで、バレー部でございましたので汗をかいた覚えがございます。そして質問で述べさせていただきましたように、市民の皆さんが大変利用していただきまして親しまれておったのは事実でございますが、昨年度、21年度の状況で結構でございますけれども、体育館の利用状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（星野勇生君） スポーツ課長兼国体推進課長 丹羽功君。

○教育委員会スポーツ課長兼国体推進課長（丹羽 功君） お答えします。海津体育館の平成21年度の利用状況でございますが、利用日数は340日、利用件数は519件でございます。利用申請書に記載がございます人数としましては、1万5,420人でございます。以上です。

[6番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 服部寿君。

○6番（服部 寿君） 1年間にそのような方に御利用いただいて、本当にありがたいきわみでございます。今の厳しい財政下の中で新しい施設はという問題もあるでしょうが、国の方でも問題になりますが、事業仕分け的に言いますと、私は無駄ではない施設であろうと感じておる次第でございます。

そしてもう1点ですけれども、これは利用者は市民の皆さんでございますけれども、私もそうございましたけれども、中学校の生徒たちも部活で利用されておったと思っておりますけれども、その状況はどうでしょうか。

○議長（星野勇生君） スポーツ課長兼国体推進課長 丹羽功君。

○教育委員会スポーツ課長兼国体推進課長（丹羽 功君） 日新中学校の生徒の皆さんが使ってみえました。利用日数は、281日でございます。

[6番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 服部寿君。

○6番（服部 寿君） 両方合わせますと、本当にありがたい方に使っていただいておりますが、これからお話しさせていただきますけれども、今現状、昨日も日新中学校の教頭先生

にお話を聞きましたけれども、体育館が4月から使えなくなったということで、当然でございますが日新中学校の体育館をほかの部活と調整しながら使っておるという状況でございます。施設がなくなったから当然だと思いますけれども、あったときには、市長も御存じのとおり、バレー部は海津市の中学校は大変優秀でございますので、そういうふうでは人間の努力も大切でございますけれども、施設環境面で整備をするのは当たり前のことだと思います。

市長がおっしゃいました、海津市内に小・中の体育館を含めて21の施設があると言われたけれども、いわゆるあったものがなくなるということは、大変利用者に対しては不便が生じておるのは事実でございます。調整会議の折にもしていただいておりますけれども、かつて利用されておった方に、そこをまた調整会議で配慮するということになりますと、その方にも当然不便といえますか、そういうふうでは御迷惑をおかけいたしておるということでございます。

私が一体的な総合運動公園的などと言いましたのは、今申しましたテニスコートも踏まえて、海津グラウンドの利用頻度も踏まえて、今、駐車場のスペースが足りないということで、この高須515番地にグラウンドが必要であるかということも踏まえてお聞きしておるわけでございます。駐車場は近くになくてもいいかもわかりませんが、来庁者の方にしますと近いところにあった方がいいのは当たり前でございます。グラウンドは、逆に言ったら近くになくてもいいということでございまして、質問させていただきます。

海津グラウンドについて利用者の方から、今、平田・南濃にグラウンドがあるわけでございますけれども、3施設の中で施設面でいいますと、本年度、補正の方でバックネットの塗装の工事をしていただいておりますけれども、グラウンド自体の状況が大変思わしくないといえますか、いわゆる土の状態がよくないということでございます。私も前からお話をしようと思いましたが、この統合庁舎のことを踏まえて、グラウンドの移転を踏まえて、一般質問の機会にということで思っておりましたけれども、市長の答弁で、いわゆる総合運動公園的なグラウンドの移転も踏まえて計画がないということでございますが、それを踏まえてグラウンドの改修等の計画についてお聞きしたいと思いますが、その計画についてはどうお考えでしょうか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほども申し上げましたけれども、大変体育館を使っていた皆様方には、ぜひこの調整会議を利用していただいて、ある施設を有効に御利用していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

そのグラウンドの件に関しましては、ちょっと調査をさせていただいて対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願います。

〔6番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 服部寿君。

○6番（服部 寿君） グラウンドについてはお願いしたいと思いますが、その駐車場のスペースでございますけれども、今でもまだ足りない状況でございますので、検討委員会のときに申させていただきましたテニスコートのことも踏まえて抜本的に解決していかないと、庁舎ができてから、駐車場が足りない、どうするんやということになりますと会議等も、4階に会議室等が計画されておりますので、市民の皆さんが来庁されて不便をかけるというようなことがあってはいけませんので、私は今検討委員会でなされておる時期に、再度申しますけれども、グラウンドの移転も踏まえて駐車場の確保をするべきであろうかと思うわけでございます。

それで、これは私の希望的な要望になるかもわかりませんが、述べさせていただいて終わりたいと思いますが、再度申します。私は、グラウンドは、市庁舎、この515番地にはなくてもいいという考えでございます。新たに土地を求めて、そこに新たなグラウンド、改修工事も要りません、いわゆる移転でございますので、テニスコートも踏まえて、そして財政的に厳しい折ではございますけれども、市民の皆さんに利用していただく新たな体育館の建設を踏まえて、市長の決断をいただきまして、総合運動公園的な施設の建設を要望して、一般質問を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（星野勇生君） 服部議員にお尋ねしますが、先ほど市長からグラウンドの計画の調査について説明がありました。そのことについて早急に求める予定があるのかないのか、もしくはその期日を明確におっしゃりたいということでしたら述べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔6番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 服部寿君。

○6番（服部 寿君） グラウンドの調査につきましては、今、第2回定例会でございますので、第3回定例会の前までにお示しいただきまして、そのときにまた再度質問させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（星野勇生君） そのように希望的観測が述べられておりますので、第3回定例会までによく調査をして報告できるようにお願いをいたします。

これで服部寿君の一般質問を終わります。

◇ 浅井まゆみ君

○議長（星野勇生君） 続きまして、3番 浅井まゆみ君の質問を許可します。

〔3番 浅井まゆみ君 登壇〕

○3番（浅井まゆみ君） 皆様、こんにちは。

議長のお許しをいただきましたので、私は、2点にわたって消防長にお尋ねをいたします。まず1点目に、住宅用火災警報器の普及促進についてお伺いいたします。

消防法改正により2008年6月1日から住宅用火災警報器の設置義務化がスタートし、既存住宅においても2011年5月31日までに設置が義務づけられています。

総務省消防庁は、住宅用火災警報器の普及率について、2009年12月時点での推計結果を発表いたしました。全国の普及率は52%で、前回調査（2009年3月時点）から6.1ポイントふえたものの、条例で既に設置が義務化された自治体でも60.8%にとどまる結果になりました。中部3県では、愛知県が68%の8位、三重県が61%の10位であったのに対して、残念ながら岐阜県は35%で全国35位でした。

住宅火災による死者数は、全国的に増加傾向にあり、死者の大部分が火災に気づくのがおくれた「逃げおくれ」によるものです。また、死者の半数以上は高齢者であり、今後、さらにふえ続けると思われる高齢化を踏まえ、早期発見・早期避難の重要性が増しています。

2009年海津市の消防統計によりますと、火災件数は15件で、前年に比べ7件減少しており、そのうち建物火災は3件で、前年より6件減少しており、幸いにも死者、負傷者は発生していませんでした。

しかし、先日、お千代保稲荷や上野河戸など、立て続けに火災が発生しており、既に前年度を上回る状況であります。

そこで、市民の命と財産を守るため、2点伺います。

1点目に、本市における住宅用火災警報器の設置率はどれくらいでしょうか。

2点目に、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみで暮らしている方や障がい者の方に、住宅用火災警報器の設置推進のための補助制度は設けられないでしょうか。

次に、救急医療情報キットの導入についてお伺いいたします。

最近、「安心・安全は冷蔵庫から」等の見出しで各新聞に掲載されている救急医療情報キットを御存じでしょうか。高齢者や障がい者、健康不安のある人の安全・安心のため、東京都港区が2年前から始めた事業で、今や全国の自治体から注目を集めています。これは医療情報を入れた専用の容器を冷蔵庫に保管し、救急通報時に駆けつけた救急隊員がその情報を生かし、迅速に適切な救急処置をするという仕組みで、簡単にできる万一の備えとして注目されています。

救急医療情報キットの中には、かかりつけ医や持病等の医療情報、救急連絡先やお薬手帳のコピーなどの薬剤情報、保険証や診察券のコピー、本人確認の写真などを入れておきます。活用法は、救急通報により救急隊員が駆けつけたとき、冷蔵庫の中の医療情報を確認、情報をもとに処置するという流れです。冷蔵庫に保管する理由は、ほとんどのおたくで冷蔵庫は台所にあるので、キットがどこにあるかすぐわかるからです。また、キットがあることがわ

かるように冷蔵庫にステッカーを張っておきます。災害時の要援護者対策にも役立ちます。

本市においても高齢者がふえてきています。いざというときに、この救急医療情報キットは大変役立ちます。市民の安心・安全のためにも導入をされてはいかがでしょうか。消防長にお伺いいたします。

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君の質問に対する消防長の答弁を求めます。

消防長 田中俊澄君。

〔消防長 田中俊澄君 登壇〕

○消防長（田中俊澄君） 浅井まゆみ議員の住宅用火災警報器の普及促進についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の、本市における住宅用火災警報器の設置率はどれくらいかのお尋ねでございます。昨年12月時点での海津市の設置率は、29.3%でございました。この設置促進につきましては、市内の全自治会長様、区長様方に、5月15日の海津市自治連合会議の席におきまして説明をさせていただき、協力をお願いをいたしているところでございます。

現在、設置促進の推進計画によりまして市報への設置案内の掲載を初め、市内の100カ所に小型の横断幕を取りつけております。また、女性防火クラブ員の皆様方に御協力をいただきまして、街頭キャンペーン等を秋ごろに行う計画をいたしておるところでございます。もちろん、各自治会や各種団体等へ設置の普及啓発とあわせまして、設置状況のアンケートも随時実施しているところでございます。

今後も共同購入等で設置促進を図り、自分の家は自分で守る、地域の安全・安心はみんなで守る、そういった環境づくりを今後進めてまいりたいと考えておるところでございます。

2点目の、ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみで暮らしてみえる方や、障がい者の方に住宅用火災警報器の設置推進のための補助制度は設けられないかのお尋ねでございます。このことにつきましては、現在、海津市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱、また海津市日常生活用具給付等事業実施要綱がございますが、対象となられる方が限られておりますので、今後、関係部局等と連携をとり、協議してまいりたいと考えております。

続きまして、二つ目の御質問でございます。救急医療情報キットの導入についてお答えをさせていただきます。

御質問の救急医療情報キットは、緊急時に駆けつけた救急隊がその医療情報などを知ることにより、適切かつ迅速な処置を行うことができるということで全国的に普及し始めているところでございます。

救急医療の現場では、秒単位の差が生死を分けることも少なくありません。昨今、ひとり暮らし世帯の方がふえたこともございます。患者さんの情報が正確に伝わらない、そういったことが救命の大きな弊害にもなっておろうかと思っております。よって、救命率を高める

ためには、既往症や服用薬などの情報を医療現場に正確に早く伝えることがポイントとなります。

実際に海津市におきましても、ひとり暮らしの高齢者や障がいをお持ちの方からの救急要請が年間を通じて少なからずございます。患者さんの情報が医療機関に正確に伝わらないことによって救急救命業務の弊害になることを危惧しているところでございます。

御提案の救急医療情報キット配布事業は、導入後、かかりつけ医や持病、薬剤情報提供書の写し、診察券の写し、健康保険証の写し、本人の写真等の定期的な情報管理によって事業効果が継続できるものと考えておるところでございます。

既にこの事業を導入されている自治体の状況では、社会福祉協議会や民生・児童委員協議会などと一体となって事業を展開しているケースが大変多うございますので、これなども定期的な情報管理をしていく上での仕組みや役割分担ができているものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、定期的な情報管理が適切にできれば、特に御高齢の方や障がいをお持ちの方々にとっては有効な事業でございますので、市民福祉部を初めとする福祉関係各機関と消防本部とで十分な連携をとりまして、導入に向けて事務手続を今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

以上、浅井まゆみ議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ありますか。

[3番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君。

○3番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。

まず、住宅用火災警報器の普及促進についてお伺いいたします。

設置率が29.3%ということで、県の設置率よりも大変低いということで驚いております。これは12月時点ですので現在はもう少しふえていると思いますが、普及促進に向けて頑張っていたきたいと思っております。

まず、最初にお聞きします。市営住宅は市の持ち物ということで、当然市が設置すべきものと考えますが、設置はされましたでしょうか。

○議長（星野勇生君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） ただいまの御質問でございます。私ども消防の方で把握いたしておりますのは、市営住宅にはすべて各戸に住警器が取り付けられたということを知り及んでおります。以上でございます。

○議長（星野勇生君） 建設部長 伊藤恵二君。

○建設部長（伊藤恵二君） 市営住宅の住宅用火災報知機の設置につきましては、平成19年8

月までに全戸153戸に報知機を配付いたしております。

[3番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君。

○3番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。安心いたしました。

それでは2点目に、ことしに入ってから火災は何件あって、そのうち建物火災は何件ありましたか。

○議長（星野勇生君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） 本年の火災件数でございますが、きのう1件ございまして、全部で10件でございます。そのうち、建物火災は4件、残りの6件は、すべてその他火災、堤防の枯れ草とか、そういった火災でございます。

[3番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君。

○3番（浅井まゆみ君） 既に昨年を上回っているということで大変残念なことです。やはり住宅用火災警報器により火災を早期発見し、消火器などで住民による初期消火を行えば、さらに本市の火災発生を抑止、また発生しても被害を最小限に抑えることができ、安心・安全のまちづくりにも貢献すると考えられます。

次に、お尋ねします。本市における補助制度は、65歳以上の低所得の寝たきり及びひとり暮らしの方のみ、また障がい者の方に限っては2級以上の方で、これも国と県の補助はあるということで、一部の方のみの補助のようでございます。全国では、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、また障がい者の方に無料で自治体が設置しているところもあるようです。近隣の市町で、無料、または補助制度を設けているところがありますか。

○議長（星野勇生君） 大井吉幸君からお答えをいただきます。

○消防本部予防課長（大井吉幸君） お答えします。昨年の例ですけれども、県内の例でありますけれども、全額とはなっておりませんけれども、五つの市町で上限を設けて実施されております。以上です。

[3番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君。

○3番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。実は安八町や輪之内町さんで補助制度を設けているようですが、安八町さんは、1世帯当たり1個につき1,000円で3個までというふうで、調べたところではそういった補助制度が設けられているようです。

本市においても普及促進のためにさらなる補助制度は必要と思われまますので、早急に、よろしく願い申し上げます。

次に、救急医療情報キットについてお尋ねします。

ことしに入って、この救急医療情報キットがあったらよかったのになあとと思われる案件はありましたでしょうか。

○議長（星野勇生君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） 本年6月6日ごろまでの関係でちょっと調べてみました。高齢者の方でひとり暮らしの方の場合が2件、それから障がいをお持ちの方が4件、それと高齢でひとり暮らしの方で障がいを持っている方が1人、あと会話をすることで症状が余計に悪化するといった方がお1人ございまして、都合、合計8件の事例がございました。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君。

○3番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。やはりそういった方にこのキットがあると、もう少しスムーズに救急活動ができるのではなかったかなあというふうに思われます。

2点目に、県下で導入されているところがありますか、調べてありますでしょうか。

○議長（星野勇生君） 消防次長 吉田一幸君。

○消防本部消防次長兼救急課長（吉田一幸君） お答えします。県下では、多治見市さんと関市さん、あと岐阜市さんが情報キットという名称ではございませんが、「牛乳瓶」という、牛乳瓶の空を利用しての同じようなキットという事業を行っております。それと近くでは、今年度から輪之内町さんが始められているということでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君。

○3番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。今、牛乳瓶でやられているというところもあるということをお聞きしました。ほかにはペットボトルやファイルなどを利用してやってみえるところもあるようですので、予算的には本当に何百円単位でやれると思いますので、ぜひ推進のほど、よろしく願いいたします。

少し数字的なことを福祉部の方にお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（星野勇生君） 質問してください。

○3番（浅井まゆみ君） 65歳以上のひとり暮らしの高齢者の方、それから高齢者のみの世帯の方、それから障がい者の方、またそのうち要援護者台帳に登録している方、救急通報システムをつけているお宅はどれくらいありますか。

○議長（星野勇生君） 市民福祉部長 安達博司君。

○市民福祉部長（安達博司君） それでは、まず65歳以上の方でひとり暮らしの高齢者の方でございますけれども、741世帯あります。

次に高齢者のみの世帯は、870世帯でございます。

それから緊急通報装置をつけてみえる方、緊急を要する状態にある人を抱える高齢者の世帯ということで、これが126台設置してございます。

そして次に災害時における要援護者台帳、これに登録をいただいている方が1,002名ございます。

そして障がい者の方でございますけれども、手帳の交付を受けてみえる方が1,497名ということになっております。このうちの1・2級の手帳の方が578名といった状況になっております。

[3番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君。

○3番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。大変たくさんの方が見えるんですね。これらの方のところには、本当にいち早く設置すべきと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それと一つ、だれが配るかということが課題になってくると思いますが、救急隊員の方が中心となりまして、まず社協さんや民生委員さん、それから福祉推進委員さんなどに協力、また御理解をいただくように説明をよくされまして、講習会なども開いてはどうでしょうか、お尋ねします。

○議長（星野勇生君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） この導入に向けての検討をさせていただくということを答弁させていただきました。そういった関係、今、御指摘いただきました方面へ全力を傾注して、そういった当本部と福祉の方と連携を保ちながら進めてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

[3番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 浅井まゆみ君。

○3番（浅井まゆみ君） ありがとうございます。ぜひ福祉部局の方ともよく連携をとっていただきまして、市民の安心・安全のために早急に普及促進に頑張ってくださいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（星野勇生君） これで浅井まゆみ君の一般質問を終わります。

◇ 藤 田 敏 彦 君

○議長（星野勇生君） 続きまして、8番 藤田敏彦君の質問を許可します。

[8番 藤田敏彦君 登壇]

○8番（藤田敏彦君） 議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、1点でございます。ぎふ清流国体少年女子バレーボール大会会場、南濃体育館の内装工事内容について、関連して西側国道258号線交差点に信号機の設置を、質問相手は市長であります。

質問内容、第67回ぎふ清流国体が平成24年9月29日から開催をされます。岐阜県では、昭和40年以来、47年ぶりの大会となります。実行委員会による総会等も開かれ、少しずつ盛り上がりを感じるかなというところでもあります。役員の方々は、先催県への視察、調査等もされ、大変御苦労さまでございます。

我が海津市での開催競技は、少年女子バレーボール、カヌースプリント、公開競技のトリアスロン、デモスポでビーチバレーが行われます。この4種の競技の中で少年女子バレーボールの大会会場、南濃体育館について外部塗装はきれいにしてもらいましたが、これから始まります内装についていろいろ説明を聞きました。カーテン、照明器具、自動火災報知設備、床の仕上げ等、そのほかにも改修工事が多くあります。現状のままで改修しないところがあります。壁の上部の汚れ、コンクリートはりの雨漏りによるしみ、天井の汚れ、鉄骨はりの黒いほこり、何とか追加工事ができないものか。体育館の床のサンダーがけの前に、少し天井は高いが移動式の足場を使用して工事は可能であります。

女子バレーのオリンピック選手を輩出した海津市であります。また、県下での中学生のレベルはトップクラスにあります。全国から選手、関係役員がお見えになります。あの体育館の外部はきれいに塗装してあったが、内部の壁、天井、はりは非常に汚かったというイメージではよろしくありません。もう一声、県への追加予算の要求をしてはどうか。

次に関連事項であります。南濃体育館西側の国道258号線と市道に信号機の設置をしてはどうか。

体育館、運動場で各種のスポーツの大会時に、玄関正面の道路の端にバスを横づけします。長いバスの車体の途中に横断歩道があり、ブラインドになってしまい、大変危険であります。道路の西側には駐車場があります。恐らく国体開催時には、その西にあるJAにしみの所有の空き地を駐車場として借りると思います。この場所は坂道であり、ドライバーにとってアクセルペダルをぐっと踏み込む位置であります。以前より運動クラブ、また地域の皆さんから、信号機設置の訴えがありました。設置するには交差する道路の幅とか規則があると思いますが、大事故が起きる前に、またぎふ清流国体をより安心・安全に開催していただきたいために、ぜひとも信号機の設置をお願いしたい。

国民体育大会は、海津市を全国にPRするには絶好のチャンスであります。私のこの胸にもミナモ君のバッジをつけていますが、議員はもちろん、すべての職員の方にもバッジをつけていただいて国体啓発活動の推進に努力をしてもらいたい、以上であります。

○議長（星野勇生君） 藤田敏彦君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 藤田敏彦議員 1点目の、南濃体育館の内装工事内容についての御質問にお答えします。

平成24年ぎふ清流国体バレーボール競技少年女子の会場である南濃体育館は、平成21年度より国体開催に向け計画的に改修を実施しております。平成21年度、22年度については、国の緊急経済対策としての補正予算を財源として、平成21年度は外壁塗装を行ったところであり、本年度6月から体育室の内壁塗装やトイレの全面改修等を実施いたします。

平成23年度、24年度については、日本バレーボール協会が南濃体育館を視察した折に指摘した事項であります、ぎふ清流国体市町村施設整備費補助金の交付対象となります、支柱の穴の設置、照度の確保、床の研磨等を実施する計画です。

藤田議員御要望の雨漏りによるしみなどの修繕につきましては、県補助金の交付対象でないことから、市予算の範囲内で修繕可能かどうかを検討してまいりたいと考えております。

2点目の信号機の設置についての御質問ですが、信号機の設置に当たっては、岐阜県公安委員会が「信号機設置の指針」に基づいて行っています。適否を判断するには、地区要望を踏まえ、交通量、交通事故発生状況、交差点形状等を調査・分析するとともに、交通規制等、ほかの対策により代替が可能か否かについても検討されます。

今回の設置要望箇所は、交通量が特に多いとは言えないこと、また交差点を構成する市道側の道路幅員が狭く、斜めに国道258号線と交差しているため、交差点を幅広く規制する必要が生じ、信号機の位置が体育館駐車場出入り口の前になるおそれがあることなどから、公安委員会では設置は困難であると判断しています。

ぎふ清流国体開催時の会場へのアクセスなどの安全対策につきましては、今後、海津警察署と協議を進めてまいります。大会会場地になります南濃体育館の一般観戦者駐車場は、南濃庁舎や文化会館駐車場など、できるだけ国道を横断しない場所に確保するよう検討しております。

次に、3点目のミナモバッジをつけて国体啓発の御質問にお答えします。

ぎふ清流国体・ぎふ清流大会マスコットキャラクター「ミナモ」は、ミナモ運動の一役を担い、県内各地で2年後に迫ったぎふ清流国体・ぎふ清流大会の啓発に努めており、大変人気者になっています。

海津市においても、ぎふ清流国体海津市実行委員会委員にミナモピンバッジを配付したほか、市職員は自費購入し、国体啓発活動の一つとして取り組んでいます。また今年度は、シール、クリアファイルの作成、PR看板の設置をする計画です。

藤田議員の言われるとおり、ぎふ清流国体は、海津市を全国にPRする絶好の機会です。

今後は、皆様より各般にわたる御意見をちょうだいし、国体開催に向けてさらなる啓発活動を推進していきたいと考えております。

以上、藤田敏彦議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ありますか。

〔8番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 藤田敏彦君。

○8番（藤田敏彦君） 市長から予算についてとか、いろいろお聞きしましたが、市長は、あの体育館のはりのしみとか、そういう天井の汚い、壁の汚いところを実際見られましたか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 海津市の体育館の中で、南濃町の体育館に一番足しげく通っておりますので、すべて把握をいたしております。

〔8番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 藤田敏彦君。

○8番（藤田敏彦君） 見られたということでございますが、いかにも私は見苦しいと思います。これを、市長は元県議でありますから、太いパイプを持っておみえだと思っておりますので、ぜひとも、悪い印象で帰っていただくのはなにかと思いますので、もう一度何とか要求をしていただきたいと思います。

それから交差点のことでありますが、いろいろ市道との幅とか、そういうことは承知しておりますが、具体的に市道の幅がどれだけのものが国道に交差をして、規則とか、そういうものをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（星野勇生君） 総務部長 後藤昌司君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（後藤昌司君） 先ほどの御質問でございますが、正確な数値は、今現在、把握しておりません。よって、また後日、その辺の幅員等の規制につきましては、御説明をさせていただきたいと思っております。

通行量が一番の最大要因になっております。確かに道路そのものにつきましては、国が直轄する基幹道路でございますので1万台以上の通行量がございしますが、そこを交差する車につきましては、日に何台、何十台、何百台の単位だと思っておりますので、その辺が一番公安委員会の方は強調してみえまして、構造そのものよりは通行量が問題だということで、設置は現段階では難しいということございました。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 藤田敏彦君。

○8番（藤田敏彦君） 道路が狭いと、交通量ですか、そういうことは私も大体わかっており

ますが、そうしたら、せめて歩行者とか自転車専用の手押し式の、そういうものの検討はいかがなものでしょうか。

先ほど質問でも言いましたように、特に天気の悪いとき、お子さんのいろんな大会がございます。バスの横づけ、そういうときに非常に危険であると、そういうことは皆さん周知のとおりだと思います。ですから、そういう歩行者、自転車専用の押しボタン式のものには公安委員会としては可能性というものはどんなものでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（星野勇生君） 総務部長 後藤昌司君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（後藤昌司君） 手押し式の横断歩道にある信号という意味でしょうか。

○8番（藤田敏彦君） そうですね。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（後藤昌司君） 当然そういったことも検討させていただきましたけど、やはり公安委員会さんの方は、押しなべて難しいという御回答でございました。

今後、設置に向けまして、私どもも努力はさせていただくものでございますが、とりあえず大会当日につきましては、交安のメンバーの皆様方等も当然協力はしていただけるものと思っておりますが、交差点の安全確保に十分注意をしていただけるような形で、御協力を今後お願いしていくという方向でおります。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 藤田敏彦君。

○8番（藤田敏彦君） 大変難しい難しいばかりの話でございますが、事故が起きてからでは遅いのでありますから、再度検討、努力をするとおっしゃったわけでございますので、よろしく願いいたします。

私の質問は以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（星野勇生君） これで藤田敏彦君の一般質問を終わります。

ここで15分間の休憩といたしまして、10時45分再開といたしますが、一般質問の中で非常に苦になるのが、数字的な質問については事前に調査をお願いしたいと思います。それから、内容について非常に問題発言が出てくる可能性もありますので、前回もお願いしたように、気をつけて一般質問をされるようお願いをしておきます。

それでは休憩いたします。

（午前10時27分）

○議長（星野勇生君） 定刻、お約束の時間になりましたので、休憩前に引き続き一般質問を行います。

◇ 堀田みつ子君

○議長（星野勇生君） 7番 堀田みつ子君の質問を許可します。

〔7番 堀田みつ子君 登壇〕

○7番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告に従いまして2項目についてお尋ねいたします。

第1に、医療保障についてであります。

国民健康保険において資格証明書が発行された場合、医療費の負担が大きいため、医者にかからずに我慢をし、結局は病気が重症化して医療費が膨らんでしまうことがよくある、そういうことは広く認識されるようになってきました。

海津市では短期保険証は発行されていますが、資格証明書発行には至っていません。しかし、国民皆保険制度が整備されていながら無保険となっている場合が考えられます。リストラや事故などによって離職せざるを得なくなり、国民健康保険への加入も、保険税の支払いがままならないと手続をしないままとなっている例はありませんか。実態調査は不可能なのでしょうか。

次に、国保等の一部負担金（医療費）については、昨年8月に一般質問をしましたところ、各都道府県でモデル事業が実施されるとお聞きしました。そして厚生労働省が検証をし、22年度中に適切な運用が行えるように一定の基準が示されると答弁がありました。その後の状況に進展はあるのでしょうか。

しかしながら、病気は国の動向を待ってくれません。いろいろなケースが出てきてから、その都度の対応というのではなく、市として市民の命を守るという積極的な対応、姿勢を示すためにも、実際に一部負担金を減免している全国区の自治体の事例などを調査して、早急に規則、要綱を定められませんか。

また、会期末を迎えようとしている今国会で成立した国民健康保険法の一部改正などによる市への影響はどうなっていますでしょうか。

次に、2点目として地域経済活性化についてであります。

市では中小業者の仕事確保に役立つ小規模工事等希望者登録制度を実施するなど、地域経済活性化のために尽力されています。この場合は中小業者に対しての支援ですが、住民にも業者にも応援となる対策を実施できないのでしょうか。現在、耐震補強や高齢者介護のための改修には補助金が出ていますが、それ以外では助成制度はないようにお聞きします。

そこで、耐震補強など以外でも市民が市内の工務店を利用して現在住んでいる住宅の改良、改修工事を行う場合に対し、上限及び補助率を決めて費用を助成するというような住宅リフ

ホーム助成制度を創設できないでしょうか。

景気が後退する中、仕事おこしとして住宅リフォームを促し、施工業者や、さらには家具、家電製品など住宅関連製品の消費拡大が図れるのではないかと考えます。

以上、市長の見解をお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 堀田みつ子議員の1点目の医療保障についての御質問にお答えします。

最初に、どの健康保険にも加入しない無保険の方についてですが、解雇などの理由で被用者保険を離脱した方は、市町村国保に加入していただく必要があります。御指摘のような事例も否定できませんが、手続は当該離職者にゆだねられていること、また調査は、最低、国保加入以外の6,223世帯に対して繰り返し行う必要があるため、不可能であると言わざるを得ません。

次に、国民健康保険法第44条に規定する医療費一部負担金の減免、支払い猶予措置について、その後の状況をお答えします。

このことは、今国会の国民健康保険制度改正の中で低所得者の窓口負担の条例減免の基準を明確化すべきとの議論がなされたと聞いておりますが、これまでにこの制度の運用について国からの基準等は示されておられません。

また、この制度を市単独で実施することについてお答えします。

この制度の目的は、災害や会社から解雇されるなどの理由で収入の道を断たれ、一時的に保護基準を下回る生活困窮に陥った方の救済にあると理解しておりますが、県内20市に緊急アンケートを行った結果、導入済み6市、他の制度で対応1市、導入予定なしが13市となっており、導入済みの6市においても過去に適用事例はありません。今後、国会審議、広域化に向けた県の対応を見守りたいと思います。

次に、国民健康保険法の改正と市の対応についてお答えします。

今国会で成立した医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律では、市町村国保の関連で3点の見直しがありました。

第1は、都道府県に市町村国保財政の安定化を図るため、広域化を見据えた支援方針の策定を求めたことです。岐阜県では、これを受け、今年度中に支援方針を策定するとしています。今後、平成25年4月を目途に、県単位での市町村国保の広域化に向けて活発に議論され、重要な課題となる保険料の統一など、本市にも幾つかの対応が求められると考えております。

第2は、高額医療費の支払いに係る再保険事業、あるいは保険税軽減分の補助を含む国保財政基盤強化策が平成25年度まで4年間継続されることです。

最後に、これまで短期被保険者証を交付した世帯について、その高校生世代までの被保険者には、6ヵ月以上の有効期間を有する被保険者証を発行することが求められました。これについては、制度の趣旨に配慮し、ことし8月1日の被保険者証の更新時に、滞納世帯に属する18歳以下の被保険者を対象に、世帯とは別に有効期間1年の個人証を交付することとしております。

2点目の、地域経済活性化についての御質問にお答えします。

地域経済活性化のために住宅リフォーム助成制度を創設できないかとの御質問ですが、県外在住者を市内に定住させるため、また地場産の木材を使用して地元林業の育成を図るなどの目的で住宅リフォームの助成が行われているところがありますが、海津市では、公平性・公正性の観点から、個人所有などの住宅リフォームに対する助成制度の創設は考えておりません。

以上、堀田みつ子議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ございますか。

〔7番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） それでは、無保険というところでいいますと、なかなか実態調査は、確かに難しいということはわかりますが、この無保険というふうなことになるために、ぜひとも広報などで、離職なり、そうした場合に加入してくださいという呼びかけもしていただきたいということと、それとともに保険料のことなんですけれども、例えば何年間か入ってなくて、じゃあ実際に医者にかからなくてはどういうようなときに、今まで滞納していた保険料を一挙に払わないと、その保険加入ということはできないのでしょうか。また、その保険料というのは何年間分ぐらい、何か3年というふうなお聞きしたような気がするんですけれども、何年さかのぼって支払わなくてはいけないのかということをお尋ねしたいんですが。

○議長（星野勇生君） 総務部長 後藤昌司君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（後藤昌司君） 申しわけございません、堀田みつ子議員、確認をさせていただきたいんですが、税金ですね、保険料と今おっしゃったんですが。

〔7番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） すみません、質問の方がきちんとしていなくて申しわけなかったです。

国保税をしばらく払ってなくてというか、仕事をやめたんですけれども、すぐ手続をせずつうとほかってた。でも、どうしてもほかの支払いだけはしておかないかんけれど

も、とりあえずは医者にもかからなくてもよかったからというような形で無保険ということはあると思うんですが、たまたまほかの年金であるとか、そういうのは何とか払っていたんだけれども、国保だけは加入もせずというふうな方のお話をちょっとお聞きしたものですから、例えばこの保険税、途中で加入するとすると、何年さかのぼって支払いをしなくちゃいけないのか。

その支払いというか、加入するときに、今まで滞納していたというふうになると思うんですけれども、それをすぐに払わなくてはいけないのかということも含めてちょっとお尋ねしたいんですけれども。

○議長（星野勇生君） 税務課長 高木栄君。

○総務部税務課長（高木 栄君） 保険の加入という形でさかのぼりにつきましては、3ヵ年ということで進めております。

〔7番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） 何年というのはいいんですけれども、その加入するときに、税の滞納が要は3年分、例えばたまっていたとしたら、その3年分全部、当然払わなくてもいいと思うんですけれども、分納なり何なり、そういうふうなことをしていけば、そこら辺のところをもう一度お願いしたいんですが。

○議長（星野勇生君） 税務課長 高木栄君。

○総務部税務課長（高木 栄君） 現年度につきましては、納期ごとの期限で納めていただきます。過年度につきましては、一時期の1回の納期期限という形になりますので、よろしくお願ひいたします。

〔7番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） 過年度の分、いつときに支払わなくてはいけないということのようですが、例えば今までなかなか仕事もままならず、お金もままならずというふうな場合の対応というのは、相談が可能なかどうかということもお願いしたいと思います。

○議長（星野勇生君） 税務課長 高木栄君。

○総務部税務課長（高木 栄君） 御相談いただければ、個人で個別対応ということで進めさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） ありがとうございます。ぜひとも、この場合、せっかく国民皆保険制度というものが整備されているといいながら無保険になるということは本当に残念なこと

ですので、呼びかけとともに相談ということができる限りお願いしたいと思います。

それとともに、国保の一部負担金、医療費については、まだなかなか進展がないということですが、ぜひともこの部分は、規則、要綱を定めていただきたいと思います。これは平行線になると思いますので要望にしておきます。

それと国保についての最後で、今回の国会で成立した部分でいいますと、国保の広域化ということ以前から市長は言われていましたけれども、実際に広域化ということの弊害といいますか、例えば後期高齢者医療制度は広域ですね。そういうことになると、それぞれの被保険者の要望であるとか、いろんな問題というのが、それぞれの自治体でだどつかめることが、広域化になってしまうと大変遠くの話になってしまうのではないのでしょうか。その辺はどのように考えられておられますか、お願いします。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 後期高齢者医療制度といいますのは、これは広域化で対応することと、また問題点が75歳以上、それと対応についてのいろんな御意見があったというふうに認識をいたしております。

国民健康保険の広域化につきましては、もう必要に迫られて、これはやらざるを得ない。特に先ほど来、国民皆保険を守るといふ御意見を堀田議員さんも述べておられますが、そういった観点から、これは必要であるという思いを持っております。そして個々の御意見に關しましては、それはそれなりに反映する組織をつくっていけばよい、このように考えているところであります。

〔7番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） 今、市長は皆保険制度のためには必要なことだというふうに言われましたけれども、それぞれの自治体が持っている問題点というのが各自治体で違うと思うんですけれども、そういうこともひっくるめて広域化というふうになるということは問題ではないかなと思うものですから、今後、例えば国保なんかのそれぞれ自治体からのそういう協議だとか会議だとかがあると思いますが、そちらの報告を確実に毎回していただくということはお願ひできますでしょうか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） もう一度申し上げますが、国民皆保険を守ると、そういう観点から新しい制度を求めていくことが必要であるという認識を持っております。その途中の過程につきましては、逐次、議会の方に御報告をさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 堀田みつ子君。

○7番（堀田みつ子君） ぜひとも、広域化はとても問題であるということを申し上げるのみにしておきます。

それとともに、これは中小業者の問題なんですけれども、住宅リフォームの助成制度というのは、確かに全国で145ぐらいの自治体しかやっておりませんけれども、実際に岐阜県では可児市がこの4月から始められたようでございます。ぜひそちらの方なんかのその実施状況を見ていただいて、検討をしていただきたいと思いますと思います。

こうした住宅リフォームなんかの実際にほかのところの補助金の額を見ますと、1件に上限10万円ぐらいというふうな形で、それ掛ける100件でも1,000万円、じゃあ、その財政のことを考えたら、例えば今庁舎を考えられていますよね、その庁舎なんかでも、どんと広い、それこそ4車線ぐらいの広さの廊下がぼーんとつくような、そんなことを考えられているよりはずうっと、それぞれの市民の方の住宅の補助をするとか、それとか業者を応援するためにも、ぜひともそういうことも考えていただきたいと思いますということを述べまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（星野勇生君） これで堀田みつ子君の一般質問を終わります。

◇ 六 鹿 正 規 君

○議長（星野勇生君） 続きまして、1番 六鹿正規君の質問を許可します。

〔1番 六鹿正規君 登壇〕

○1番（六鹿正規君） 議長のお許しをいただきました。2点、質問をさせていただきます。

まず1番目、海津市統合庁舎整備事業についてお尋ねします。

海津市統合庁舎検討懇談会から海津市における庁舎のあり方に関する報告書が示され、また議会庁舎検討特別委員会より、分庁舎方式を改め、海津庁舎を利用し、整備するとの報告を受け、統合庁舎は海津庁舎を利用すること、建設にあっては適切な規模、華美でなく必要最小限な庁舎して着手すること。

こういった経緯を経て、昨年5月28日、統合庁舎整備工事設計委託業務が契約締結されました。私は、3月定例会で平田庁舎、南濃庁舎の利用について質問いたしました。その中で、10ヵ月過ぎても、いまだ庁舎の概要が議会にも市民にも示されていないと。質問してみるもんですね、その2日後に開催されました全員協議会の中で図面が提出されました。A4サイズで4枚、とても理解できるようなものではなかったです。

その後に全員協議会による特別委員会が設置され、設計事務所から基本設計におけるコンセプト、また財政課からは庁舎建設事業に係る特例債等の試算についてる説明を受け、後日、議会並びに一部の執行部による可児市の庁舎見学研修にも行ってまいりました。

今、海津市には約391億円を超える、1人当たり約100万円の借金があるとされています。

市長、あなたは、第1回定例会、施政方針と提案説明の中で、海津市の財政状況は、合併市町村に対する特例措置等により堅持されているものの、長引く景気低迷に伴い、市税収が伸び悩んでいる。一方で、城南中学校と南濃中学校との統合、統合庁舎の建設等の大規模プロジェクトが控えているとともに、社会保障関係経費の増加が避けられない状況である。こうしたことから、近い将来、非常に厳しい財政運営を迫られるものと予測されますと。

市長、あなたの読みは正しいでしょうね。私たちが今真剣に取り組まなければならないのは、将来の海津を担う子供たちに過度な負担を残すことのないよう、未来を見据えて必要な手だてを講じることと考えます。

市長、分庁舎方式を見直す、これは正しいことだと思います。しかし、分庁舎方式は、議会の議決によって決まったことだと思います。一部の方では、分庁舎方式を10年ぐらいとって、その後に考えたらどうだという御意見もお聞きします。分庁舎方式によって行政運営を行うために生じた問題点、解決する努力はなされてきたのですか。

私たちは、先ほどもお話ししたように、可児市の方に見学研修に行っていました。庁舎建設に向けて、平成2年から基金の積み立てを始められたそうです。平成12年度には庁舎整備基本計画の策定、平成15年度には庁舎耐震補強計画に係る基本設計、平成16年度には庁舎整備実施設計、平成17年度には建築基準法改正による実施設計の見直し、平成18年度には事業着手、そして平成20年度にはめでたく完成をされたというふうにお聞きしました。

海津市の統合庁舎建設計画とは比べものにならないような気がしませんか。海津市の計画は、私が議員になる前に計画が持ち上がったと思います。思い起こすことも大切なことと思います。簡単でいいので、海津市統合庁舎検討懇談会の立ち上げからきょうまでの流れを教えてください。

次に、市営住宅についてお尋ねします。

1. 入居基準はどうなっておるのか、
2. 決裁者はだれなのか、
3. あっせんについて、
4. 退所基準について、
5. 耐震性について、お尋ねします。ありがとうございました。

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 六鹿正規議員の1点目の、海津市統合庁舎整備事業についての御質問にお答えします。

まず初めに、分庁舎方式によって行政運営を行うために生じた問題点を解決する努力はしてきたかとの御質問についてお答えします。

平成17年3月の合併以来、旧庁舎ごとに市役所機能を分散した分庁舎方式により行政運営を行っており、機能が分散しているため、組織の見直しを行ったり、各庁舎に総合窓口課を

設置するなど、市民の庁舎利用に便宜を図っております。また、行政運営の面においても維持管理費の削減に努めております。

次に、海津市統合庁舎検討懇談会の設置からきょうまでの統合庁舎建設計画に関します経過について御説明します。

平成16年9月10日、海津郡3町合併協定書において、「統合庁舎については、新市において検討する。この場合において統合庁舎については、安全性を第一義として、利便性、経済性等を必須条件とし、住民の意向も含め、客観的、専門的に最適地を検討する」と定められました。

このため、平成19年7月より、庁舎のあり方に関して必要な事項を調査・検討するための海津市統合庁舎検討懇談会を設置し、海津市における庁舎のあり方に関して調査・検討を重ねていただき、懇談会としての結論をまとめた「報告書」を平成20年10月14日に提出を受けました。

また、海津市議会においても庁舎検討特別委員会における委員会審査報告が平成20年12月19日になされました。

いずれの検討結果も、現在の分庁舎方式を改め、海津市役所海津庁舎を利用し整備することとなっておりますので、この結果を受け、平成21年度の当初予算に統合庁舎整備工事設計委託料を計上し、平成21年5月28日に平成23年3月30日までの工期の契約を結び、現在、建設計画を進めているところであります。

2点目の市営住宅についての御質問にお答えします。

1番の入居基準（条件）については、市営住宅条例第7条で入居者の資格を規定しています。規定では、現に同居し、または同居しようとする親族があること。ただし、60歳以上の方や身体障がい者の方には例外規定があります。

さらに、入居される世帯の収入合計が月額15万8,000円以下であること、ただし、特定公共賃貸住宅は月額15万8,000円以上48万7,000円以下となります。また、現に住宅に困窮しており、市税を滞納していない方が資格要件です。

2番目の決裁者については、入居申し込みの報告や入居者選考後の入居者決定報告等は、事務決裁規定に基づき部長決裁で事務処理をしております。

3番目のあっせんについては、収入超過者に対する措置として、申し出があった場合には、他の住宅に入居できるようにあっせん等を行うことを条例で規定しております。

4番目の退所基準につきましては、高額所得者に対する明け渡し請求や不正行為等による住宅の明け渡し請求をすることができる項目を規定しており、最近2年間の収入が高額所得者に該当するとき、不正行為による入居、家賃を3ヵ月以上滞納したとき、住宅を故意にき損したとき、正当な事由によらず15日以上住宅を使用しないときなどが該当します。

5番の耐震性につきましては、市内に7カ所ある市営住宅のうち、旧耐震基準で建設されている住宅は、海津地区の城跡住宅、東大城住宅、山の手住宅と南濃地区の第三市営住宅の4カ所が該当し、老朽化並びに住環境の悪化が進んでおりますので現在は入居募集を行っておりません。これらの住宅の構造は、壁と柱を一体にしたコンクリートパネル工法であるため耐震補強は困難であります。製造メーカーやプレハブ建築協会からは、強度は確保されているとの回答を得ております。

以上、六鹿正規議員の御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ありますか。

〔1番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1番（六鹿正規君） 私は、先ほども質問の中でお話をさせていただきましたように、統合庁舎、これは正しいだろうと思います。しかし、私がここで今可児市の計画をお話しさせていただいたのは、このように長い年月をかけて計画をされ、また完成に向けて努力をされてみえたと。私どものまちにおいては、余りにも期間が短い。まして財源の問題、ただいま市長も言われるように、近い将来、大変厳しい状況になってくるであろう、こういったことを踏まえて、前回ですよね、これはたしか藤田議員の質問に対して市長は、当市の合併特例債ですかね、起債可能額が160億あると。平成20年度までに32億円、さらに今後、統合庁舎整備、中学校統合整備、振興基金云々、事業において26年度までに61億円を見込む、総額93億円程度の特例債を予定しておると。これは特例債というのは、私が今さら申し上げるまでもなく、釈迦に説法、当然これは借金でございます。先ほども市長が将来の海津市の子供たちに過度な負担を残してはいけないと、これは全く市長の考えに同感するものです。その割には、なぜこの計画が余りにも急がれたような、もう少し基金を積んで準備をされてから、こういった統合庁舎の建設に取り組むべきではないかと。

なお、懇談会のメンバーの中にも、私は建設は10年後だろうとっておったという御意見をお持ちの委員さんもお見えでございました。市長のお近くの市民は、恐らく「やあ、庁舎を早うつくらなあかんよ」と言う人が多いだろうと思いますけれども、私の周辺には、だれひとりそういった方はお見えじゃないです。なぜ今、この時期にという声が渦巻いております。

私は、単なる20億を超えるプロジェクトではなく、この社会情勢、この経済状況を考えると、今、先ほどもどなたかの質問の中でお話があったように、国民健康保険の方へは毎年2億円を一般会計から持ち出したんですね、これ、そういったことを踏まえて、本当に特例債依存で大丈夫なのかと、また従来からある基金を食いつぶしても大丈夫なのか、そういった点をお尋ねします。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） それで、特例債を使わないで済めば、それにこしたことはないんです。ですから、160億という特例債の枠があるけれども、できるだけそれは必要最小限、絶対必要なものに使っていくということでもあります。

それから、可児市のお話をされましたが、私も先生方より先に可児の庁舎は視察に行っております。そこで庁舎の中を見させていただきまして、よい点、悪い点、いろいろあったわけでありましてけれども、その計画は25年に完成をする予定で今進んでおるわけなんですね。10年後ということは26年ということですね、そういうことですよ。

ですから、私も六鹿議員がおっしゃるように、できるだけ必要最低限なものに限定して、それを利用して、そして今後20年、30年、この海津市が持続してやっていけるような、そういうインフラ整備を最低限やっていると、必要最小限のものに限りやっているとございますので、御理解をお願い申し上げます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1 番（六鹿正規君） まず、10年後の問題から、懇談会のメンバーですよ。じゃあ、懇談会が開かれたのはいつなんですか。それからの10年後ですよ。合併してから10年後じゃないですよ。

今、特例債に頼らなくて済むなら、それにこしたことはない、そうですね、間違いありません。ですから、例えば20億云々の事業費の中で特例債は何割ですか。だから、私は計画を延ばしてでも、できるだけ基金を積んで、例えば特例債の部分を基金を積んで、それからでもいいのではないかなあと、そういったことも思うわけでございます。どう思われますか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 基金を毎年積みながら、例えば10年後、20年後にやると、そういうことでよいという御意見でしょうか。

〔1 番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1 番（六鹿正規君） では、お尋ねしますけれども、特例債を活用しての特例債の期限というのはいつなんですか、最終は。

○議長（星野勇生君） ちょっと質問の内容が変わってきております。事前に特別委員会等で特例債の期限については御報告があったとおりです。それを承知して質問をしてください。

また、問答の質問はなるべく避けるように、将来ある質問にしてほしいと思います。

〔1 番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1番（六鹿正規君） はい、わかりました。特例債の期限は、たしか26年度中に工事を終わればよかったのではないかなと思います。今、市長が10年、20年後と言われましたけれども、そうではなく、最低限そういった期間があるのであれば、その期間を十二分に活用して、市民に対しても、今こういった状況ですよという十二分な御説明をできるような形をとって私は進めるべきではないかなと思います。そういった思いはございませんか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） それは十二分に市民の皆さん方に御理解をいただきながら進める必要があるという認識は持っておりまして、私はいろんな会合の場、あるいはお話がある中で、必ず庁舎の問題、そのことに関してはお話をさせていただいているつもりでございますし、この懇談会、あるいは議会の検討の結果もきちっと広報で周知徹底をしてきたところでございまして、説明に関してはお話をさせていただいている。まだまだそれは汗をかく必要はあろうかと思いますが、その努力はしてきておるつもりでございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1番（六鹿正規君） 私も、今、市長があちらこちらで説明をしておるとするのは承知しております。しかし、残念ですけれども、市民の皆さんというのは市長とお話をする、そのときと横を向いたときと意見が違うんですよ。私は、そういったことをもっともっと市長に御理解をしていただきたい、また承知をしておいていただきたい。

それと同時に、また庁舎の問題ですが、華美でなく必要最小限、こんなこともあります。私どもの今考えておる計画中の庁舎と、また市長もお出かけになったという可児市の方ですね、人口に対して規模がちょっと私どもの方が大きいような気がします、大分。これが必要最小限と言えるのか、私はちょっと疑問に思いますけれども、市長はどのように思われます。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 職員の数、あるいはこの今庁舎の形ですね、可児みたいにびたっとくっつけてやればもっと効率的にできるのかなと思いますけれども、そういったことを観点に基本設計を出していただいたと。その中で、どう利用していくかと、そういったことを見ながら進めてまいりたいと思っております。妥当な器かなという思いを持っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1番（六鹿正規君） 私どもの庁舎、これが必要かどうか、また議論があろうかと思っております。庁舎としては必要だろうと思っておりますけれども、例えば4階がすべて会議室になっています。私どものこういった職員の数、人口を考えると、4階すべてが会議室というのはいかがなものかなあと。これを市長は妥当というふうに思うのであれば、この会議室を恐らく、こうい

った言い方は御無礼かもしれませんが、必要に応じて使うのか、ただ会議室があるからだだくさに設定をしていくことになろうかと思えます。私のもとに、例えば前回もお話ししました、頑張って詰めれば3階建てでもできるような気がしますというお話も聞いております。

また、私どももこれから、今月ですか、議員全部で議員研修でほかの方の庁舎もまた勉強してまいります。そういったことも踏まえて、現在の基本設計から、でき得れば、当然微調整も考えていただかなければだめだと思えます。そういったことも踏まえて、この計画を遂行するおつもりはありますか。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 議員の先生方が視察をされてこられて、こういった点がよかった、あるいはこうすべきであろうという御意見は、それは尊重したいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

〔1番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 六鹿正規君。

○1番（六鹿正規君） 続きまして、市営住宅の質問をいたします。

ただいま市長の御答弁、これについて若干確認をさせていただきます。入居基準で市税を滞納していないこととありますが、これは入居時ですか、入居後もですか。これに該当する市民といたしますか、あの市営住宅を使ってみえる方はいるのかいないのか。また、そういったことの事務処理はどのようにされてみえるか。

また、決裁者については、私なりに考えますと、部長決裁であろうと。部長は、内容等、十二分に把握し、決裁を行っているのか。

また、退所基準で、正当な事由がない限り、15日以上使用しないと退所になるが、事務処理は適正に行われているのか。

また、この中にうたってある「適当な事由」というのはどういったことですか。

また、海津町の城跡住宅について、現在、入居募集は行っていないということでございますが、もう一回確認させていただきます、いつからですか。

○議長（星野勇生君） 建設部長 伊藤恵二君。

○建設部長（伊藤恵二君） 六鹿議員さんのお尋ねにお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、入居基準の市税の滞納につきましては、入所時において判断をいたすものと思えます。

それから決裁につきましては、十分内容の把握をして決裁しておるつもりでございます。

それから退所基準につきましては、これもまた適切な事務処理で行っておるというつもりをいたしております。以上でございます。

○議長（星野勇生君） これで六鹿正規君の一般質問を終わります。

◇ 赤 尾 俊 春 君

○議長（星野勇生君） 続きまして、9番 赤尾俊春君の質問を許可します。

〔9番 赤尾俊春君 登壇〕

○9番（赤尾俊春君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告により一般質問をさせていただきます。

平成22年5月28日午後6時30分ごろ、三郷地内（お千代保稲荷参道）で発生した住宅火災の今後の対応について質問させていただきます。

三郷地内（お千代保稲荷神社参道わき）の建物火災が夕方6時30分ごろに発生しました。地元の皆さん、消防団員、消防職員の機敏な消火活動が実施されましたが、隣接する店舗が2軒、罹災されました。罹災されました方々には、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

この建物は、地域住民の安心・安全を確保できない建物でありました。以前より住民の方々より指摘をされていたものであります。市当局にも要望があったのではないのでしょうか。

公共の施設、建物ではないので難しいとは思いますが、しかし、今回の事件で罹災された方があり、地域安全と景観保全の観点から放置できない問題と考えますが、市長のお考えを伺いたいと思います。以上でございます。

○議長（星野勇生君） 赤尾俊春君の質問に対する市長の答弁を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 赤尾俊春議員の三郷地内（お千代保稲荷参道わき）で発生した住宅火災の今後の対応についての御質問にお答えします。

お千代保稲荷といえば、年末・年始はもとより、毎月の例祭であります1日、15日、22日は参拝者が多く、特に月末から1日にかけては一晩じゅう参拝客が絶えない状況であります。その参道には、数多くのお店が軒を連ねています。

赤尾議員が御指摘されている建物は、その一角にあり、以前にも住民の方から倒壊するおそれがあるので調査してほしいとの要望がありました。この建物の所有者は、近隣の市に在住しておられると聞いておりますが、所有者間の諸般の事情もございまして、応急的に通行人の安全を確保するためにロープ等によりバリケードを設けて、近づけないように自治会の方々と協力して対応しておりました。

この建物は空き家ではありますが、北側の棟続きの建物の一部を使用して一人の方が生活をされておられ、今回の火災に至ったものであります。住民の方々の御協力によりまして大火

にならずに済むことができましたことに、心から厚くお礼申し上げる次第であります。

これを教訓に、さらに関係機関と協議し、地域の安全に努めてまいりたいと思います。

また、参道としての景観の確保については、自治会の皆さんと協力してまいりたいと思います。

以上、赤尾俊春議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（星野勇生君） 再質問ございますか。

〔9番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 赤尾俊春君。

○9番（赤尾俊春君） 市長が答弁いただいたとおり、以前から非常に危険な建物ということで、私も地元の方々から聞いておりました。最初に火災の発生ということで報告を受けたときに、私も住宅密集地での火災でありますので、これは大変だなあという思いをしました。

そこで、消防長にお尋ねをいたしますが、そうした密集地での火災発生に対する出動態勢といたしますか、そういったものはふだんの火災と同じような出動態勢であったのでしょうか、お聞かせください。

○議長（星野勇生君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） ただいまの御質問でございます。以前は本署と南濃分署ということでございましたが、昨年4月から平田分署の開設をさせていただきますして、3署体制を確立いたしましたわけでございます。そういった関係で、本署からの消防隊、救急隊、そして平田分署からの消防隊ということで、対応の方は確立をいたしておるといふふうに考えておるところでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 赤尾俊春君。

○9番（赤尾俊春君） 再度お尋ねをいたしますが、それは住宅密集地の火災のときの対応を特別されているのか、また平時の対応がそういった形なのか、お聞かせください。

○議長（星野勇生君） 消防長 田中俊澄君。

○消防長（田中俊澄君） 今の住宅密集地、特に平田町でございますと、今尾の密集地、また須脇周辺の密集地がございます。そういった関係で、当然態勢といたしましては、本署から出る出動車両に相違が出ます。指揮隊、それから応援隊、ポンプ車等の増強と、そういうことが密集地での火災が発生した場合は、そういった態勢で出動いたすということでございます。

〔9番議員挙手〕

○議長（星野勇生君） 赤尾俊春君。

○9番（赤尾俊春君） ありがとうございます。今回の火災後に、私も少し検証といいます

か、皆さんにお尋ねし、大火に至らなかった理由といたしますか、そういったものをお尋ねいたしました。地元にはお千代保稲荷神社の参道の商店主の方々が、昔から「若鮎会」という自衛消防といたしますか、そうしたものをつくっていただきまして、今回の火災にも初期消火ということでいち早く消火をしていただき、また消防団員、消防職員の皆さんの非常に機敏な連携により大火に至らなかったというようなことを痛感しております。がしかし、この点は、本当に一分一秒おくれることにより大火になる可能性は秘めております。今後、こういったことを契機に、そういった密集地の火災の対応をもう一度検証していただきたいと思っております。

また、この建物に関してのことをございますが、長い間、先ほど市長が言われましたとおり、非常に難しい状況で放置されておりました。こうしたものにつきまして、何か行政から関与する法律といたしますか、条例といたしますか、例えば景観条例みたいなものを設置することとはできないのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（星野勇生君） 建設部長 伊藤恵二君。

○建設部長（伊藤恵二君） 赤尾議員さんのお千代保稲荷参道わきの火災の建築物の取り扱いにつきまして、景観条例によって景観の保全ができないかというような御質問をいただきました。お答えをさせていただきたいと思えます。

美しい町並みでありますとか、良好な都市景観づくりのために、そしてそれを保全していきこうということで全国的に景観条例を定めておる自治体が年々ふえてきております。条例の内容でございますが、市の責務、あるいは市民の皆さんの義務というようなものを条例の中に盛り込むこととなります。そして必要な場合には、建築物の形態、そしてデザイン、そして色彩等に変更命令を出すということもできる条例になっております。そして屋外広告物、あるいは自動販売機等にも規制している自治体もあるようでございます。

このように、市民の皆さんに御協力を願わなければならないというような条例でございます。今回のケースのような火災建築物といたしますか、既存の老朽化建築物といたしますか、景観を阻害するような要因の建物でございますが、このような建物、その建てかえでありますとか取り壊し等を行政が規制をしていくということは難しいものと考えております。そしてまた、防犯、あるいは防災に踏み込む条例でもございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

[9番議員挙手]

○議長（星野勇生君） 赤尾俊春君。

○9番（赤尾俊春君） ありがとうございます。非常に地域住民の方々から、危険ではないかという意見は以前からいただいておりますので、このまま放置するということはできないということを思いますので、地域安全上、また景観保全上、さらにこうした建物、また耕

作放棄地の枯れ草等もふえてくるような状況にありますので、今後、そうしたことに對して知恵を絞っていただいて、何とかいい方法がないか検討をお願いして、要望で結構です。ありがとうございました。

○議長（星野勇生君） これで赤尾俊春君の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

これから休憩に入ります。再開は1時15分といたします。よろしくお願ひいたします。

（午前11時56分）

○議長（星野勇生君） それでは、お約束の時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時15分）

◎報告第2号 平成21年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから
議案第44号 契約の締結についてまで

○議長（星野勇生君） 日程第4、報告第2号から日程第19、議案第44号までの16議案を一括議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 今定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件4件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第2号の平成21年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成21年度海津市一般会計予算のうち、総務費の海津体育館解体・統合庁舎敷地造成事業で3,432万8,000円、全国瞬時警報システム設備設置工事で531万8,000円、民生費の南部保育園グラウンド施設整備事業で2,224万9,000円、総合福祉会館「やすらぎ会館」屋根笠木修繕事業で519万8,000円、子ども手当支給事業で550万円、衛生費の斎苑天昇苑、火葬炉・空調機器・シャッター等修繕事業で2,630万円、土木費の市道補修（上野河戸、山崎地区）事業で1,350万円、津屋川改修工事負担金で473万6,000円、消防費の防火水槽設置・解体（津屋地区）での事業で985万円、教育費の高須・今尾小学校太陽光発電設備設置事業で5,366万8,000円、高須小学校南舎耐震補強事業で1億3,481万7,000円、石津小学校プールサイド補修事業で231万円、中学校統合整備事業（城南中学校用地取得に伴う物件移転補償費）で989万6,000円、日新中学校屋内体育館屋根防水改修事業で3,531万4,000円、平田中学校プール

サイド補修事業で199万2,000円、歴史民俗資料館補修事業で580万円、平田体育館改修事業で210万円、海津グラウンドバックネット等塗装事業で325万円、南濃体育館改修事業で3,542万円をそれぞれ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。

次に、報告第3号及び報告第4号 専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律の改正により平成22年4月1日より施行されることに伴い、海津市税条例の一部を改正する条例及び海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をそれぞれ3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることにつきましては、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令の一部改正により平成22年4月1日より施行されることに伴い、中部圏都市開発区域の指定に伴う海津市固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、人事案件3件について、その内容を御説明申し上げます。

諮問第3号、諮問第4号及び諮問第5号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、9月30日に任期満了になります南濃町松山680番地14の池田千恵子委員、南濃町駒野新田526番地2の川瀬厚美委員及び海津町福江894番地の伊藤洋子委員を引き続き委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件2件について、順次その概要を御説明申し上げます。

初めに、別冊1、議案第36号の平成22年度海津市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ1,790万1,000円を追加し、補正後の予算を歳入歳出それぞれ145億3,490万1,000円とするものであります。

歳出の主なものといたしましては、総務費の総務管理費、海津庁舎管理費で、ことし10月からの旅券事務の開始に伴い、旅券端末機等購入として備品購入費を初め関連事務費93万2,000円、海津庁舎内の揚水管漏水修繕工事に対しまして工事請負費294万円を追加し、情報政策費で、ソフトピアジャパン内のデータセンターにサーバーを配置するための施設使用料180万円を追加いたしました。

民生費の児童福祉費、保育園費では、保育所整備に対しまして負担金補助及び交付金297万9,000円を追加いたしました。

農林水産業費の農業費、農業委員会費では、農地制度実施円滑化事業に伴い、農地調査員賃金を初め関連事務費217万円を追加いたしました。

次に、教育費の教育総務費、事務局費では、修学助成事業奨学金として扶助費168万円を、教育指導費では、幼児教育推進事業として報償費を初め関連事務費33万円を追加し、社会教育費、文化財保護費では、緊急雇用創出事業として所蔵資料の整理作業員賃金を初め関連事務費140万円を、歴史民俗資料館管理費では、同じく緊急雇用創出事業としまして所蔵資料保存業務委託に伴い、委託料292万円を追加いたしました。

また、今回補正の介護保険特別会計への繰入金75万円を追加いたしました。

歳入につきましては、県支出金では県委譲事務交付金93万2,000円、農業委員会費補助金217万円、緊急雇用創出事業補助金432万円、幼児教育推進委託金30万円を、寄附金で教育費寄附金として財団法人国際調和クラブ理事長、青山馥氏から修学助成事業寄附金168万円を、繰越金で今回の補正の一般財源として前年度繰越金849万9,000円を追加いたしました。

次に、議案第37号の平成22年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、保険事業勘定の歳入歳出にそれぞれ870万5,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ25億9,410万5,000円とするものであります。

補正内容につきましては、保険給付費で高額医療合算介護サービス費の増により600万円を、諸支出金で前年度分清算による支払基金への償還金270万5,000円を計上いたしました。

財源につきましては、保険給付費に対する負担割合に応じ、国庫支出金120万円、支払基金交付金180万円、県支出金75万円、一般会計繰入金75万円と前年度繰越金の420万5,000円を充てるものであります。

続きまして、条例案件4件について御説明申し上げます。

議案書の27ページをお開きください。

議案第38号の海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正による地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が施行されることにより、職員の配偶者の就労の有無や育児休業の有無にかかわらず育児休業を取得することができ、早出・遅出勤務及び時間外勤務の免除を請求できるようにするため改正するものであります。

議案第39号 海津市父子手当支給条例を廃止する条例につきましては、児童扶養手当法の一部改正により父子家庭に児童扶養手当が支給可能となったため、廃止するものであります。

議案第40号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、海津市働く女性の家テニスコートを廃止するため改正するものであります。

議案第41号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、燃料電池発電設備の定義に固体酸化物型燃料電池が加えられたため改正

するものであります。

次に、人事案件等について御説明申し上げます。

議案第42号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、7月15日に任期満了となります南濃町志津1951番地39の藤木正人委員を引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第43号 市道路線の廃止及び認定につきましては、道路台帳のデジタル統合に伴う市道路線の再編により、全路線を廃止及び認定するものであります。

議案第44号 契約の締結につきましては、防災行政無線（デジタル同報系）設備設置工事について、去る5月27日、9社による指名競争入札を実施した結果、7社辞退、2社の入札となり、中央電子光学（株）と消費税を含む4億2,525万円で契約するものであります。

以上、提出いたしました議案につきましては、提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星野勇生君） 市長より報告並びに提案理由の説明が終わりました。

ここでしばらく休憩といたします。これは議案第43号 市道路線の廃止及び認定について、あわせて議案第44号 契約の締結について執行部より詳細説明を受けますので、委員会室に御参集を賜りますようお願いを申し上げます。

休憩時間等は挟みませんので、速やかなる移動をよろしくお願いいたします。

（午後1時25分）

○議長（星野勇生君） 御協力いただきましてありがとうございました。休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

○議長（星野勇生君） これから、順次質疑・討論・採決を行います。

なお、報告第2号の平成21年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、質疑、採決は行いません。

それでは、報告第3号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 討論なしと認めます。

これから、報告第3号を採決いたします。

お諮りします。報告第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、報告第3号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 討論なしということでございますので、これで討論を終わります。

これから、報告第4号を採決します。

お諮りします。報告第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、報告第4号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

続きまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 18番 山田勝君。

○18番（山田 勝君） 難しい、非常に私たちでは理解しにくいような、判断に悩むということですが、端的に申し上げて、今までどおり2年間は従前どおりいくということの課税、固定資産税の優遇というか、そういった方法を2年間続けるという判断でよろしいのか、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（星野勇生君） 総務部長 後藤昌司君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局長（後藤昌司君） 不均一課税を同様に継続するというもので、おっしゃるとおりでございます。以上でございます。

○議長（星野勇生君） そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 質疑もないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野勇生君） 討論もないようございますので、これで討論を終わります。

これから報告第5号を採決します。

お諮りします。報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、報告第5号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定しました。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野勇生君） 討論もないようですので、討論を終わります。

お諮りします。諮問第3号について、適任と答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

次に、諮問第4号については、地方自治法第117条の規定により、川瀬厚美君の退席を求めます。

[10番 川瀬厚美君 退場]

○議長（星野勇生君） 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野勇生君） 討論もないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。諮問第4号について、適任と答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

川瀬厚美君の議場への入場を許可いたします。

[10番 川瀬厚美君 入場・着席]

○議長（星野勇生君） 続きまして、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野勇生君） 討論もないようですので、これで討論を終わります。

お諮りします。諮問第5号について、適任と答申することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、諮問第5号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定しました。

続きまして、議案第36号から議案第41号までの6議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第36号 平成22年度海津市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第37号 平成22年度海津市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第38号 海津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正す

る条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第39号 海津市父子手当支給条例を廃止する条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第40号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（星野勇生君） 18番 山田勝君。

○18番（山田 勝君） こういった文教に関する質問が多いで、ここではただだめだということになりそうやと思うのやけど、また確認しますが、これ委員会付託も認められたということではありませんが、そのあたりはどういう取り扱い方をされるのか、ちょっと。

○議長（星野勇生君） 山田議員からのお尋ねについてお答えをさせていただきます。

過日の議会運営委員会で委員会付託の状況等についても審議をいただきました。したがって、この後、付託表に基づいて皆さんにお諮りをしますので、委員会所属の議員さんは、その議題について質問を遠慮しようという過去の申し合わせ事項に従って進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○18番（山田 勝君） はい、わかりました。

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めてよろしゅうございますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星野勇生君） 続きまして、議案第41号 海津市火災予防条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第36号から議案第41号までの6議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号から議案第41号までの6議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、審査は6月17日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

次に、議案第42号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 6番 服部寿君。

○6番（服部 寿君） 同意を認めることに異議を申し立てるものではございませんが、1点だけ質問というか、教えていただきたい点がございます。

記するところのお名前から生年月日、住所、その後の所属政党のところなんですけれども、教育委員会委員に関してはこの項目が要るのであるから載せてあるのか、人権擁護委員のところにはないんですけれども、そういうのが取り決めであるのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（星野勇生君） 教育委員会教育総務課長 三木孝典君。

○教育委員会教育総務課長（三木孝典君） 所属政党につきまして、資格要件がありまして、所属政党の制限というのがございます。2分の1以上の委員が同一の政党に所属することとなってはならないという規定がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（星野勇生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 18番 山田勝君。

○18番（山田 勝君） この教育委員の選任の方法について、ちょっと私の思いと違うといかんということもあってですけど、確認も含めてですけど、現在、海津で2人、南濃で2人、平田で1人という選任がされておるわけですが、今回、藤木正人さんということですが、この人についてどうこうという私は思いはございません、立派な人やと思っておりますが、まずもって、地域で決められた人数なのか、そのあたりについて、まず第1点、それをお尋ねしたいと思えますので教えてください。

○議長（星野勇生君） 教育総務課長 三木孝典君。

○教育委員会教育総務課長（三木孝典君） 地教行法の第4条の中で、委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するというふうになっております。

同じく同条第4項の中には、地方公共団体の長は、第1項、今言った内容ですね、の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するというふうにございます。以上でございます。

○議長（星野勇生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 18番 山田勝君。

○18番（山田 勝君） 今、三木課長から早いこと朗読されたで聞き取りにくいところがあったんですけど、ただ、そういった、ずばり年齢に偏らないということはどういうことですか、そういうところに、そんなように聞こえたでちょっと確認しますが、それと海津で現在選任されております教育長、あるいは前の平田の森さん、伊藤さん、それから藤木さんも含めて、昨年、近藤昇司さんで5名ということですが、そういったことには、あくまで決してこだわることなしということになっておると言い切れませんか、これ。

それと、年齢に偏らんということだけで、あとのことはフリーでどういう決め方でもええということなのか、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほど三木課長が申しあげましたように、年齢だけではなくて女性も男性もということであります。地域もバランスをとって、それがやっぱりいいことではないかなと、そういうふう思っております。

○議長（星野勇生君） ほかに質疑は。

〔挙手する者あり〕

○議長（星野勇生君） 18番 山田勝君。

○18番（山田 勝君） 余り何か藤木さんにクレームをつけるようなふうにとられてはあかんで、私もほどほどにしますが、藤木さんにどうこうというわけじゃございませんが、今、市長が地域のバランスということも言われたので申しあげるが、南濃町が今度藤木さんが選ばれるのが、どこやったね、これ上の方、志津やが、平野教育長が駒野ということで、南濃町からすれば何で北の方ばっかでそんなものを選ぶのやということになったらどうい、地域をということを言われたで私は申しあげるのやが、そのあたりについては、そういうクレームとか意見が出たらどうい判断をされるかということ、私は実は川東で何ら関係はございませんが、そんなことを私の小耳に挟んでくれた人があるの。それらについては私はよく理解していないので即答はできんので、また確認してお知らせしようということになってるので私は質問させていただきたいと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

地域、関係なしなら関係なしでいいの、それは。今、市長がバランスと言われたで私は申しあげるのやが。

○議長（星野勇生君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） いろんなことを勘案してお願いをするわけでございまして、この履歴表をごらんになっていただければ十二分資格のある委員さんだと思いますので、よろしく御理解の方をお願い申し上げます。

○議長（星野勇生君） そのほかありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本議案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、本議案については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

お諮りします。議案第42号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第43号 市道路線の廃止及び認定についての質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本議案についても会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、本議案については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 討論もないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第44号 契約の締結についての質疑を許可します。

〔発言する者なし〕

○議長（星野勇生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本議案についても会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、本議案については委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 討論もないようですので、討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野勇生君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（星野勇生君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会とさせていただきます。

なお、次回は6月18日に再開をさせていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。
御苦労さまでございました。

（午後2時38分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成22年6月10日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員